

保健所長の医師資格要件に関するアンケート（抽出集計結果）

平成16年2月20日
全 国 知 事 会

2 保健所長の兼務について

（保健所長の兼務のある（あった）県への質問）

保健所長が兼務であることにより、どのような支障や問題があるか（複数選択）

（16年1月現在兼務のある県の回答）（9県分）

（単位：％）

①日常業務における支障・問題	100.0
②緊急時における対応の問題	55.6
③その他	11.1
④特に問題はない	0.0

（15年度中に兼務のある（あった）県の回答）（13県分）

（単位：％）

①日常業務における支障・問題	100.0
②緊急時における対応の問題	53.8
③その他	23.1
④特に問題はない	0.0

<参 考>

（第8回検討会提出資料での回答）（17県分）

（単位：％）

①日常業務における支障・問題	76.5
②緊急時における対応の問題	47.1
③その他	23.5
④特に問題はない	11.8

①日常業務における支障・問題の具体的な内容

<ul style="list-style-type: none"> ・ 決裁の遅れ ・ 所長の出席する会議等の日程調整
<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の組織各々の業務を行うため、兼務者の負担が多大 ・ 勤務日が限定されるため、決裁が遅れる場合あり
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行事・会議の日程調整に支障あり
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務の決裁を滞らせないための迅速な起案の徹底など特別な配慮や工夫をすることでカバーするという負担あり
<ul style="list-style-type: none"> ・ 所長が出席する会議等の日程調整に制約あり
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日々の業務決裁の滞り、迅速な業務運営への支障など
<ul style="list-style-type: none"> ・ 決裁の遅れ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 決裁の遅れ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 所長が専任で配置されている事務所に比べ、決裁の遅れ等が生じるおそれがあるため <ul style="list-style-type: none"> ①事務に支障がないように、所長の勤務の割り振り(本務庁と兼務庁)を行う ②簡易な事務の決裁権限(専決事項)を所長より下位の職員に下ろす 等により対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 決裁の遅れ、所長に過重な負担 ・ 緊急の場合の意志決定の遅れ、現場指揮に支障
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域とのつながりが相対的にみて希薄となる(医師会とのつながりなど) ・ 組織のマネジメント力の低下、技術力低下など問題が多い
<ul style="list-style-type: none"> ・ 決裁の遅れ ・ 行事の日程調整等に支障あり ・ 保健所間の移動による時間のロスが大きい
<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的立場からの意見指示をもらいたい場面でも来所時までためてしまったり、結果対応が遅くなってしまった場合あり

②緊急時における対応の問題の具体的な事例等

<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康危機管理連絡体制の整備と着実な運用により、特別な問題は発生していないが、大規模災害発生時には電話の通話制限や道路の交通規制が行われることも考えられるので、そのような場合には連絡が困難となることが想定される。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年、兼務保健所において健康危機事案が発生した際、所長(医師)としての判断を求める時、電話・ファックスでのやりとりとなり、所長の指示の真意を職員に正確に伝えるまでに、若干の確認の手間がかかった。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事案発生の場合の連絡体制について複数の経路を用意しておくなどの万全な体制整備が求められる。また、仮に、災害や食中毒などが2ヵ所で同時発生した場合、現場出動体制を整備しておくなど特別な配慮と工夫をしてカバーする必要あり。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康危機事案の発生など、緊急時の対応に不安あり。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般に所長が専任で配置されている事務所に比べて、初動の体制が迅速に行えないおそれあり。このため、 <ul style="list-style-type: none"> ○健康危機事案発生時等緊急時の連絡体制の整備、健康危機管理マニュアルの策定、24時間体制の健康危機管理ホットラインの整備

○健康危機発生時にあっては、状況によって圏域の地方事務所全体でその対応にあたる体制の整備 等により対応
・SARSや精神患者等の対応等、所長が職場にいない、出勤できない中で判断に迷うことが多かった。電話連絡で指示を仰ぐことには限界があった。
・初動段階での不在（離島の保健所では、兼務先との交通の便が悪い）。 ・兼務先に勤務したことがない場合、周辺の状況に疎いため、判断に支障をきたす場合あり

③その他の具体的な内容

・保健所間の所長日程調整が付かず、県民等が出席する会議等に所長が出席できない場合、県民への姿勢が問われる場合あり
・地域住民、関係団体等に、兼務先の地域を軽く見ているのではないかという悪印象を与えてしまう。同様に職員の士気も低下する。
・職員としては、所長にすぐに相談ができないなど、つらい場面も多かった。